

新津東町庭球場 料金変更のお知らせ

日頃より施設をご利用いただき誠にありがとうございます。

新潟市では、これまで公の施設を利用する方と利用しない方との公平性の観点から、施設を利用する方に適切な金額を負担していただくための検討を行い、このたび、以下のとおり料金を変更することになりましたのでお知らせいたします。

ご負担をおかけいたしますがご理解くださいますようお願い申し上げます。

新料金の適用

令和7年4月1日以降の利用から

専用利用

(1面1時間につき)

	利用目的		入場料の徴収の有無	現料金	新料金
テニスコート	スポーツ、 体育及びレクリエーションの催物 及び練習の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	600	730
		営利又は営業を目的とする場合	入場料を徴収する場合	1,200	1,460
			—	7,800	9,490

問い合わせ先

新潟市秋葉区地域総務課文化スポーツ担当
0250-25-5671